

## 東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人材の確保が難しい中小企業等が、既存の従業員のスキルアップ、リスキリング等の人材育成を目的とした取組に要する費用の一部に対して、予算の範囲内において東広島市人材育成等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者
- (2) 市内に事業所を有し、かつ、今後も市内において事業を継続する意思のある者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 市が実施する「経済状況のモニタリング調査」に対して、情報提供等の協力ができる者
- (5) 市が運営する「事業者ポータルサイト サポートビラ」に登録している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）
- (2) 暴力団等と密接な関係を有する者又は東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号）第2条第3号に掲げる者
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- (6) その他市長が不相当と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるいずれかの事業とする。

- (1) 資格取得、研修・セミナーへの参加による人材育成の取組（以下「研修・セミナー等参加型」という。）

(2) 外部人材を活用して実施する人材育成の取組（以下「外部人材活用型」という。）

2 補助対象事業は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（以下「補助対象期間」という。）の内、交付決定後に実施するものとする。

3 前2項の取組において、人材育成の対象となる者（以下「対象受講者」という。）は次に掲げるとおりとする。

(1) 研修・セミナー等参加型 申請する事業所において雇用保険に加入している従業員

(2) 外部人材活用型 申請する事業所に従事している役員、従業員

4 前3項の規定にかかわらず、本要綱に基づき実施する事業が、国、地方公共団体その他の団体の制度に基づく補助金、助成金その他の給付等を受けている場合は、補助対象事業としないものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、次に掲げる条件を満たすものであって、別表に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

(1) 補助対象期間に契約、申込・実施・支払が完了したもので、かつ、証拠書類で金額等が確認できるもの。

(2) 本事業の対象として明確に区分できるもの。

（補助率及び補助金額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 研修・セミナー等参加型（通常枠） 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は15万円のいずれか低い額（対象受講者1人に対する補助金の額の総額は、5万円を限度とする）

(2) 研修・セミナー等参加型（女性活躍応援枠） 前号の区分において、女性幹部人材の育成に資する研修・セミナー等へ参加する事業は、補助率を補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とする。

(3) 外部人材活用型（通常枠） 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額

(4) 外部人材型（女性活躍推進枠） 前号の区分において、外部人材を活用して実施する女性幹部人材への育成に資する事業は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とする。

2 同一の申請者に対する補助金の額の総額は、20万円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、東広島市人材育成等支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の表に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 人材育成等事業実施計画書（別記様式第2号(その1)又は(その2)）
  - (2) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
  - (3) 補助事業に係る経費額の根拠書類（見積書、パンフレット 等）
  - (4) 対象受講者が雇用保険に加入していることが確認できる書類（研修・セミナー参加型のみ）
  - (5) 東広島市内で事業を営んでいることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、営業許可証、確定申告書 等）
  - (6) 市税に滞納がないことの証明書
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付の申請は、補助対象事業ごとに申請することとし、申請回数に上限は定めないこととする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金を交付する旨を決定したときは東広島市人材育成等支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、交付しない旨を決定したときは東広島市人材育成等支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定を行うに当たり、必要に応じて専門的知識を有する外部有識者の意見を聴取することができるものとする。
- 3 市長は、第1項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により申請した事項を変更しようとするとき（軽微な変更として市長が定めるものを除く。）又は当該交付決定に係る補助金を受けて実施する事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を得なければならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、東広島市人材育成等支援事業補助金計画変更（中止・廃止）申請書（別記様式第6号）に変更に係る事項を明らかにする書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、東広島市人材育成等支援事業補助金計画変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第7号）により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該会計年度の末日のいずれか早い日までに、東広島市人材育成等支援事業補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 人材育成等事業実施内容報告書（別記様式第9号）
- (2) 補助事業に係る経費の領収書又は支払を証する書類その他これらに準ずる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告があった場合において、その内容が交付決定の内容（第8条第3項の規定による承認をした場合にあつては、その内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を、東広島市人材育成等支援事業補助金額確定通知書（別記様式第10号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 補助事業者は、前条の額の確定通知を受理した後、東広島市人材育成等支援事業補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
(1) 研修・セミナー等参加型	受験料、受講料、研修参加費、教材費（あらかじめ受講案内等で定めがある場合）、旅費交通費（就業規則に定めがある場合）
(2) 外部人材活用型	謝金及び報酬（宿泊費・交通費を含む）、研修開催に係る施設利用料（設備を含む）、外部人材派遣に係る委託費及び仲介手数料